

## 尾張旭市交通問題対策協議会設置要綱

(名称及び目的)

第1条 尾張旭市内における乗合バス等の生活交通の確保を図るため、尾張旭市交通問題対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 乗合バス事業者から、退出意向の申し出、事業者単独で事業の継続が困難である旨の申し出等（以下「退出意向等の申し出」という。）があった具体的な路線に係る生活交通確保のための計画に関すること。
- (2) その他市民の生活交通の確保に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから16人以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者（公募委員を含む）

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名  
副会長 1名

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他の事由により支障があるときは、その職務を代理する。

(顧問)

第5条 協議会に顧問を置く。

- 2 顧問は、市長が任命する。
- 3 顧問は、協議会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、必要があるときは関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、第2条に定める協議事項の終了までとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、企画部企画課において処理するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月15日から施行する。